

子どもの権利条約

第21条-第40条 条文見出し

第21条
養子縁組に際しての保護



第22条
難民の児童等に対する
保護及び援助



第23条
心身障害を有する児童に
対する特別の養護及び援助



第24条
健康を享受すること等
についての権利



第25条
児童の処遇等に関する
定期的審査



第26条
社会保障からの
給付を受ける権利



第27条
相当な生活水準に
ついての権利



第28条
教育についての権利



第29条
教育の目的



第30条
少数民族に属し又は原住民
である児童の文化、
宗教及び言語についての権利



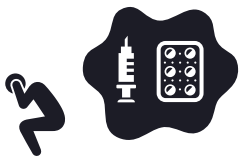
第31条
休息、余暇及び
文化的生活に関する権利



第32条
経済的搾取からの保護、有害
となるおそれのある労働への
従事から保護される権利



第33条
麻薬の不正使用等
からの保護



第34条
性的搾取、虐待からの保護



第35条
児童の誘拐、売買等
からの保護



第36条
他のすべての形態の
搾取からの保護



第37条
拷問等の禁止、自由を
奪われた児童の取扱い



第38条
武力紛争における
児童の保護



第39条
搾取、虐待、武力紛争等による被害
を受けた児童の回復のための措置



第40条
刑法を犯したと申し立て
られた児童等の保護



出典：外務省